【物件2201のみで使用】

府有財産売買契約書（案②）

（収入印紙）

　京都府（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により府有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件）

第２条　甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所 在 地 | 区 分 | 数 量（公簿面積） |
|  |  |  |

（売買代金）

第３条　売買代金は、金　　　　　　円とする。

（契約保証金）

第４条　甲及び乙は、この契約を締結するに当たり、乙が甲に、契約保証金として、

金　　　　　　円を支払ったことを確認する。

２　前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

３　第１項の契約保証金には、利息を付さない。

(売買代金の納付）

第５条　乙は、第３条に定める売買代金のうち、前条第１項に定める契約保証金を除いた

金　　　　　　円を、甲が発行する納入通知書により、令和　年　月　日までに甲に支払わなければならない。

２　乙が前項に定める義務を履行したときは、前条第１項に定める契約保証金は売買代金の一部と対等額で相殺され、甲に帰属するものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第６条　売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

２　売買物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

（所有権の移転登記）

第７条　所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が嘱託する。

２　前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（風俗営業等の禁止）

第８条　乙は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

（売買物件内の位置指定道路に関する事項）

第９条　甲は、乙に対し、売買物件の内の位置指定道路の利用に係る甲の近隣地権者への承諾事項を継承させ、乙はこれを承継する。この場合において、当該利用を理由として利用料その他の対価を求めてはならない。

２　乙は、売買物件を第三者に譲渡し、又は地上権、賃借権その他の売買物件に関する権利の設定等を行う場合、当該第三者に対し、前項に基づき乙が甲に対して負う一切の義務を承継させ又は乙と同等の義務を負わせるものとする。

（実地調査等）

第10条　甲は、乙の第８条又は第９条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

２　乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

３　乙は、正当な理由なく第１項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第11条　乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1)　第８条又は第９条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額

(2)　前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額

２　前項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

（買戻しの特約）

第12条　甲は、乙が第９条の規定に違反したときは、売買物件を買い戻すことができる。

２　前項の規定により、買戻しをすることができる期間は、売買物件の所有権が移転した日から起算して10年間とする。

３　甲は、第１項の規定により売買物件を買い戻すときは、売買代金を乙又は転得者に返還し、契約費用は返還しないものとする。この場合において、当該売買代金には、利息を付さないものとする。

４　第16条の規定は、第１項の規定により買戻しを行った場合に準用する。

５　第１項の規定による買戻しの特約は、登記により設定するものとする。

|  |
| --- |
| ※ 乙が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に規定する消費者の場合  （危険負担）  第13条　この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、乙はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができる。  （契約不適合責任）  第14条　引き渡された売買物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、引渡しの日から２年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。 |
|

|  |
| --- |
| ※ 乙が、消費者契約法第２条第１項に規定する消費者以外の場合  （危険負担等）  第13条　この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。  ２　前項の場合においても、乙は、前項の理由をもって契約の解除をすることができない。  （契約不適合責任）  第14条　乙は、この契約締結後、売買物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。 |
|

（契約の解除）

第15条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙から既に受領した契約保証金の全額を違約金とし、これを乙に返還する義務を負わないものとする。

（損害賠償）

第16条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の費用）

第17条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（法令等の規制の遵守）

第18条　乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

（管轄裁判所）

第19条　この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

（疑義の決定等）

第20条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　 甲　　京　都　府

　 知　　　事

乙

*※本契約書は、物件調書と一体で綴じることとする。*